



2026年 9 月 24 日

各 位

会社名 株式会社 イメージワン
代表者名 代表取締役社長 川倉 歩
(コード番号 2667 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理副本部長 横山 恵一
(TEL 03 - 5719 - 2180)

訴訟の提起方針の決定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の元代表取締役である島岡潤氏に対し、会社法第423条第1項に基づく損害賠償請求訴訟（以下「本訴訟」といいます。）を提起する方針を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。
なお、実際の訴訟提起は、今後の法的手続きの準備が整い次第、速やかに行う予定です。

記

1. 訴訟を提起する裁判所及び時期（予定）
 - (1) 裁判所：東京地方裁判所
 - (2) 時期：訴訟代理人による準備が整い次第、速やかに提起

2. 訴訟を提起する相手方（被告）の概要
氏 名：島岡 潤 氏（当社元代表取締役）

3. 訴訟の提起方針を決定した経緯及び原因

当社は、元代表取締役である島岡氏の在任中における職務執行等について、外部専門家から構成される第三者委員会による調査を実施し、2024年1月16日に、当該第三者委員会による「調査報告書」（公表版）を公表いたしました。

当該調査報告書では、当時の経営体制における職務執行上の問題点が指摘されるとともに、その原因として、コンプライアンス意識、リスク管理、取締役間の情報共有及び相互監視機能等に関する課題が示され、これらを踏まえた再発防止策が提言されております。

当社は、当該調査報告書の内容を踏まえ、関係者の責任の所在及び当社に生じた損害等について検討を進めてまいりました。その結果、島岡氏の職務執行に関して当社に生じた損害について、同氏に会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任があると判断し、本日開催の取締役会において、同氏に対する損害賠償請求訴訟を提起する方針を決定いたしました。

本訴訟の提起は、過去の職務執行について責任の所在を明確にし、取締役としての責任を適切に追及するための対応であります。また、第三者委員会による調査で指摘された経営上の課題を踏まえた再発防止に向けた取組みの一環として、取締役の職務執行に対する監督及び責任の明確化を図り、上場会社としてのガバナンス体制の強化につなげてまいります。

なお、本訴訟においては、会社法第399条の7に基づき、監査等委員会が選定する監査等委員が当社を代表して訴訟を迫る予定です。

4. 訴訟の提起内容

- (1) 請求の趣旨：被告は、原告に対し、約195百万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え
- (2) 訴訟目的額（請求予定額）：約195百万円

5. 本訴訟の遂行に係る費用について

本訴訟の提起および遂行にあたり、訴訟関連費用として、約7百万円の支出を予定しております。なお、報酬金につきましては、本訴訟の終了時に確保した経済的利益の額に応じて支払う予定です。

6. 今後の見通し

本訴訟の提起による会計処理につきましては、監査法人と相談し適切に処理いたします。

今後、実際に訴訟を提起した際、および開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上